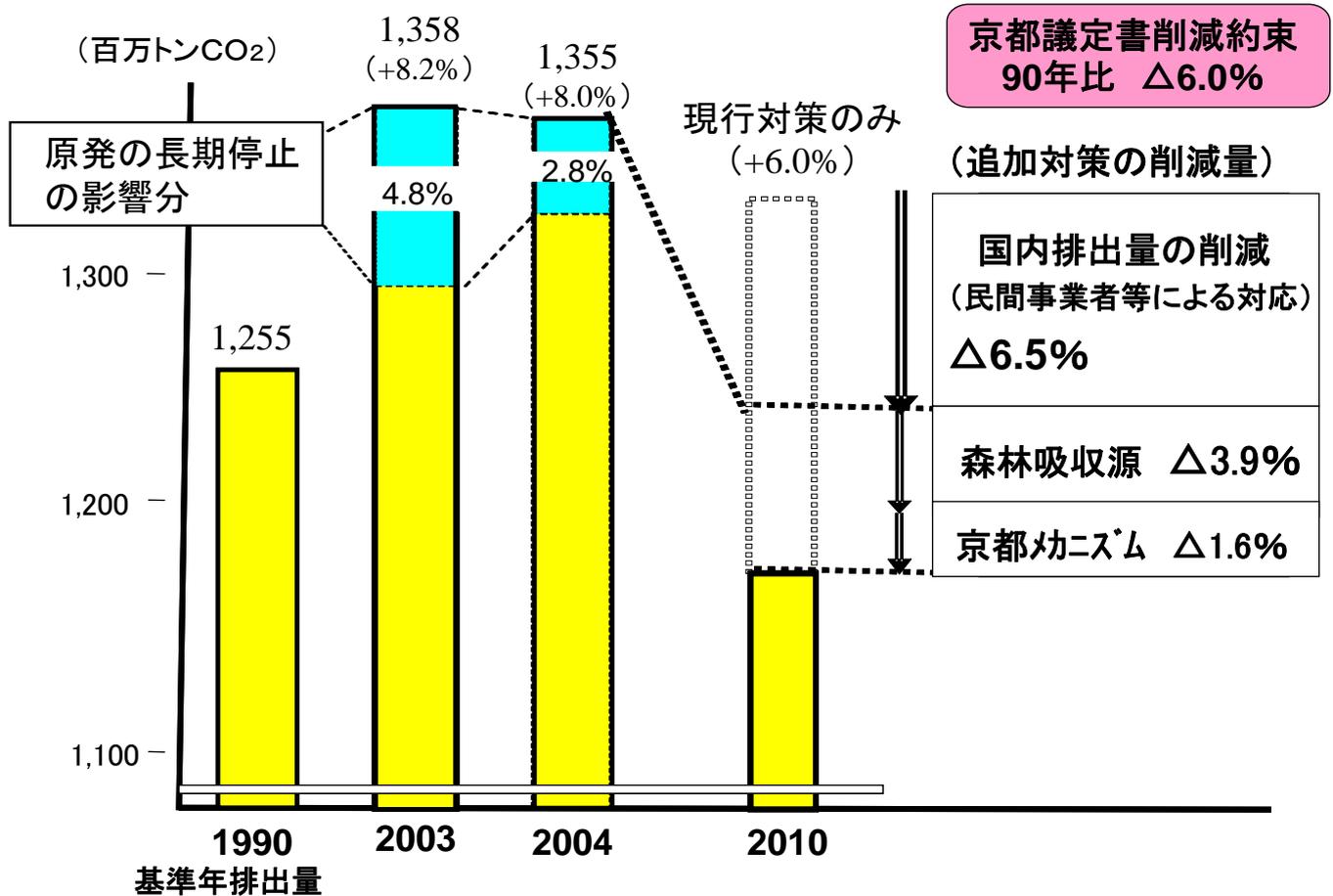


# 地球温暖化対策推進本部 (7月7日(金)閣議後)関係説明資料

1. 我が国の温室効果ガス排出量の推移及び見通し
2. 京都議定書目標達成計画の一部変更  
(京都メカニズムの本格活用)
3. 京都議定書目標達成計画の進捗状況点検

# 1. 我が国の温室効果ガス排出量の推移及び見通し



## 温室効果ガスの排出状況について

(単位: 百万t-CO<sub>2</sub>)

	基準年 (全体に占める割合)	2004年度実績 (基準年比増減)	2010年度目標 (2004年度から必要な削減率)
エネルギー起源二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	1,056 (84.2%)	1,193 (+12.9%)	1,056 (-11.5%)
エネルギー転換部門	66 (5.3%)	77 (+17.4%)	69 (-10.4%)
産業部門	482 (38.4%)	466 (-3.4%)	435 (-6.6%)
運輸部門	217 (17.3%)	262 (+20.3%)	250 (-4.4%)
業務その他部門	164 (13.1%)	227 (+37.9%)	165 (-27.2%)
家庭部門	127 (10.1%)	168 (+31.5%)	137 (-18.3%)
非エネルギー起源二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	82 (6.5%)	86 (+4.9%)	70 (-18.9%)
メタン (CH <sub>4</sub> )	33 (2.6%)	24 (-26.4%)	20 (-18.1%)
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	33 (2.6%)	28 (-14.4%)	34 (+19.8%)
代替フロン等3ガス	50 (4.0%)	23 (-54.0%)	51 (+122.9%)
計	1,255 (100.0%)	1,355 (+8.0%)	1,231 (-9.1%)

## 2. 京都議定書目標達成計画の一部変更 (京都メカニズムの本格活用)

### (1) 京都メカニズムの概要と現状について

#### ① 京都メカニズムの概要

- 京都メカニズムとは、海外における温室効果ガス排出削減量等を自国の排出削減約束の達成に利用することができる制度。
- 京都議定書目標達成計画上、基準年総排出量の1.6%分を京都メカニズムによって対応することとされている。  
※京都メカニズムで移転される排出削減量等のことを「クレジット」という。

※京都メカニズムには以下の種類がある。

- ・共同実施(JI)：先進国同士が共同で事業を実施し、その削減分を投資国が自国の目標達成に利用できる制度
- ・クリーン開発メカニズム(CDM)：先進国と途上国が共同で事業を実施し、その削減分を投資国(先進国)が自国の目標達成に利用できる制度。
- ・排出量取引(ET)：各国の削減目標達成のため、先進国同士が排出量を売買する制度。

#### ② 我が国企業による京都メカニズムの活用

- 我が国企業による京都メカニズムプロジェクトの参加が活発化している。(6月28日現在、日本政府承認案件数54件)  
(例) ・ 日本企業A社が、ベトナムのビール工場において廃蒸気再利用システム等省エネルギー技術を導入し、CO2排出を削減する。  
・ 日本企業B社が、インドにおいて、コークスの冷却時に生じるエネルギーを再利用することで省エネ化を図り、CO2排出を削減する。

## (2) 京都議定書目標達成計画の一部変更について

### ① 我が国における制度整備状況

- 平成18年通常国会において、地球温暖化対策推進法、独立行政法人NEDO法等の改正を行い、政府によるクレジット取得のための法律を整備した。
- 併せて、平成18年度政府予算において、クレジット取得のための予算を計上した。

### ② 京都議定書目標達成計画の一部変更

- 上記の法改正をうけて、今般、京都議定書目標達成計画の一部を変更し、政府のクレジット取得における基本方針等を定める。

#### 【変更内容】

##### ◎クレジット取得の際に踏まえる観点

- ・リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮して取得
- ・地球規模での温暖化防止、途上国の持続可能な開発への支援

##### ◎クレジット取得における基本方針

- ・温室効果ガス排出削減事業からのクレジットの取得に最大限努力
- ・クレジット取得におけるリスクの厳正な評価・管理
- ・クレジット取得に際し環境及び地域住民に対する配慮を徹底
- ・政府は、クレジットの取得に当たりNEDOを活用

### 3. 京都議定書目標達成計画の進捗状況点検

- 新たに以下の施策を実施・拡充した。
  - 【平成17年通常国会で法改正し施行したもの】
    - －温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度
    - －省エネルギー法の改正
    - －物流のグリーン化
  - 【平成18年通常国会で法改正したもの】
    - －京都メカニズムクレジット取得制度
    - －フロン回収破壊制度の強化 等
  
- これまで講じた施策について、今般、対策毎に設定する排出削減量や評価指標をもとに進捗状況の点検を実施。
  
- 点検の結果、京都議定書目標達成計画に示された対策・施策の全般にわたり、一定の進展・具体化がみられ、我が国の地球温暖化対策は前進していると言える。
  
- 一方、対策の中には、今後過去を上回る進捗の必要がある対策も見られ、計画の確実な達成に向けて施策の一層の強化など対策の加速化が必要である。
  - また、面・ネットワークの対策を含め、対策・施策の追加や一層の強化についても、検討を進める必要がある。
  
- なお、2007年度においては、京都議定書目標達成計画について、定量的な評価・見直しを行うこととなっている。